
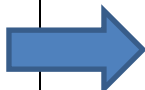



令和7年4月1日から

入院時の食事代が変更になります。

総額	令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
	670円	 690円

[入院時1食あたりの自己負担額]

区分		令和7年 3月31日まで	令和7年 4月1日から
①	一般の方	490円	 510円
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	230円	 240円
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	110円	110円 (変更なし)

※②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する限度額適用認定証（70歳未満の方）や減額認定証（70歳以上の方）を被保険者証に添えて医療機関の窓口提出してください。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、国民健康保険組合、共済組合、市町村の国民健康保険取り扱い窓口など）までお問い合わせください。

当院に入院中または入院予定の方は1階⑩入院手続き案内窓口または②入退院会計でおうかがいします。